

# 文部科学省提出資料

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 目標等

### 【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実


### 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

## 取組の現状

### 放課後子供教室（文部科学省）

### 放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
令和4年度予算	69億円の内数	1,065.2億円
実施数	16,511教室 	26,925か所 
一体型	5,885か所	
登録児童数	—	1,348,275人
新規開設分の小学校での割合	—	57% (4,841か所のうち2,738か所)
実施場所	小学校 75.6%、その他（公民館、中学校など）24.4%	小学校 53.4%、その他（児童館、公的施設など）46.6%

※放課後子供教室の教室数（令和3年度に実施する活動数）及び実施場所は令和4年1月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和3年5月時点の数値を記載

※令和4年1月時点更新

# 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体型の例

## 【新・放課後子ども総合プラン】

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

### 放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

### 放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

## 隣接施設等も活用した一体型のイメージ

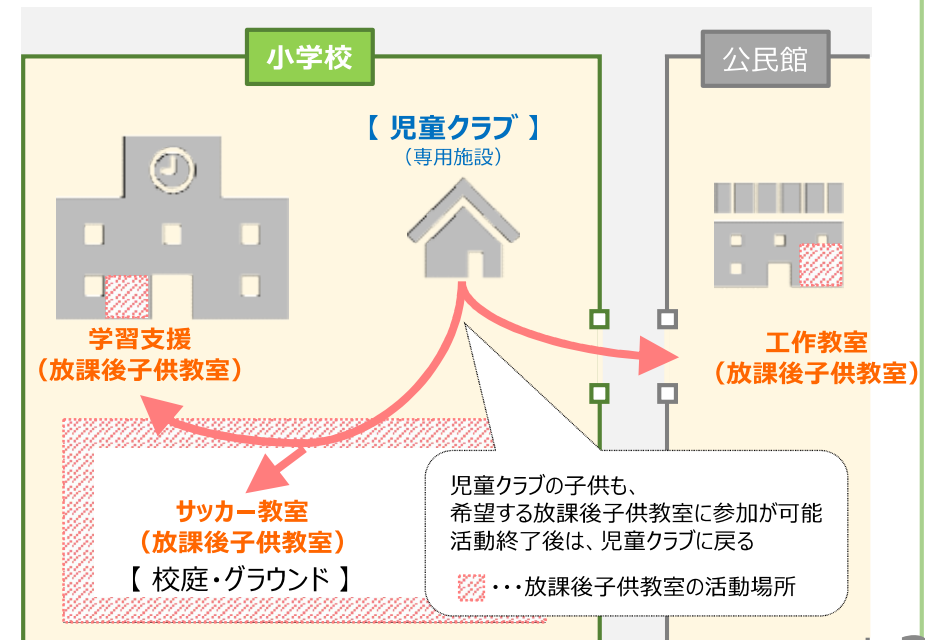
- ▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)	
月	
火	
水	15:30～18:30
木	
金	
土	08:30～18:30
日	実施なし

学校敷地内専用施設

〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月	実施なし
火	実施なし
水	15:30～17:30
木	実施なし
金	実施なし
土	10:00～12:00
日	実施なし

グラウンド 余裕教室  
公民館（隣接）  
公民館で工作教室



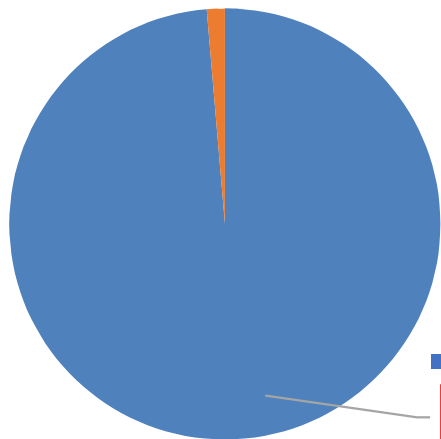
# 公立小中学校等の余裕教室の活用状況について

全国の公立小中学校等の**余裕教室（73,247室）のうち、約98.7%（72,266室）が活用**されている。（令和3年5月1日現在）

※「余裕教室」とは、現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室のこと（文部科学省「令和3年度 余裕教室活用状況実態調査」による）

## ○余裕教室の活用状況

■ 未活用の余裕教室数  
**981室（1.3%）**

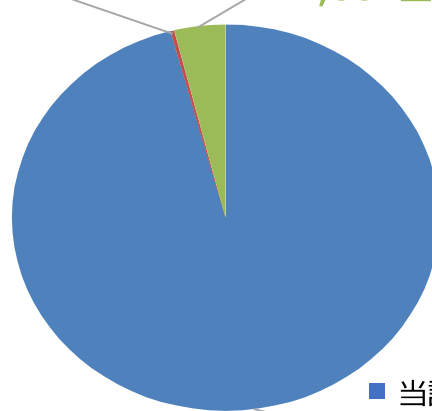


■ 活用されている余裕教室数  
**72,266室（98.7%）**

## ○活用されている余裕教室の用途

■ 他の学校施設として活用  
**208室, 0.3%**

■ 学校施設以外に活用  
**2,801室, 3.9%**



■ 当該学校施設として活用  
**69,257室, 95.8%**

- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 放課後子供教室
- ・ 保育施設
- ・ 児童館等の児童福祉施設
- ・ 社会教育施設
- ・ 老人福祉施設 など

- ・ 学習方法、指導方法の多様化に対応したスペース
- ・ 特別教室、通級指導のための教室
- ・ 外国人子弟等に対する日本語指導のための教室
- ・ 心の教室、カウンセリングルーム
- ・ 授業準備スペース など

## （参考）余裕教室の放課後児童クラブへの転用事例

「子供と地域を元気にする余裕教室の活用～余裕教室の活用事例～」  
（平成30年1月 文部科学省作成）より抜粋

<青森県青森市 浦町小学校>

子供たちの安全・安心な居場所を確保するため、小学校の余裕教室を放課後児童クラブに転用。学校と放課後児童クラブが互いに情報を共有しながら、円滑な実施に努めている。

転用前



転用後

